

財政健全化法の概要

1 財政健全化法とは

概要

地方公共団体や、地方公共団体が経営する公営企業の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成21年4月に全面施行されました。

地方自治体は、健全化法に基づき算定した「健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）」と「資金不足比率」を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、住民に対して公表することが義務付けられています。

制度

地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分されます。「早期健全化段階」や「財政再生段階」になった場合には、それぞれ「財政健全化計画」や「財政再生計画」を策定し、財政健全化を図ることとなります。

また、地方公共団体が経営する公営企業は、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

2 各比率の算定式等について

実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等}^{\ast}\text{の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

※一般会計等：一般会計、部落有財産特別会計、勤労者福祉共済特別会計、公共用地先行取得特別会計、病院事業債管理特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

連結実質赤字比率

すべての会計[※]の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

※すべての会計：一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計

実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

実質公債費比率 (3か年平均)	$= \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}^{\ast}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
--------------------	---

※準元利償還金：一般会計等から他の会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められる額など

将来負担比率

一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

将来負担比率	$= \frac{\text{将来負担額}^{\ast} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
--------	---

※将来負担額：一般会計等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額など

資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

資金不足比率	$= \frac{\text{資金の不足額}^{\ast 1}}{\text{事業の規模}^{\ast 2}}$
--------	--

※1 資金の不足額：（流動負債^{*} - 控除財源等） - （流動資産 - 控除財源等）

*流動負債には、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高を加える。

※2 事業の規模：営業収益 - 受託工事収益